

生 学 第193号
平成31年1月24日

神奈川県生涯学習審議会会長 殿

神奈川県教育委員会



神奈川県におけるこれからの家庭教育支援のあり方について（諮問）

神奈川県におけるこれからの家庭教育支援のあり方について、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条第2項の規定により諮問します。

1 諮問事項

神奈川県におけるこれからの家庭教育支援のあり方について

2 諮問理由

家庭教育は、学校教育、社会教育とともに、教育活動の大きな柱の一つであり、平成18年の教育基本法改正で、国及び地方公共団体は、家庭教育の支援に努めなければならないと規定された。これを踏まえ、平成20年の社会教育法改正で、家庭教育に関する情報の提供が教育委員会の事務として規定された。

こういった動きを受けて、本県では、第9期生涯学習審議会（平成20年6月～平成22年6月）において「家庭教育支援」をテーマとして取り上げ、行政に期待される家庭教育支援の基本的な視点や、参加型講座等で活用できる実践例を集めた家庭教育支援ブックレットについて御提言いただいた。しかし、その後、国庫補助事業の拡大や、全国でのスクールソーシャルワーカー活用の進展、他県における家庭教育支援条例の制定など、家庭教育支援を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした中、国は、家庭教育支援の基本的な方向性として①親の育ちを応援する②家庭のネットワークを広げる（家庭の人間関係を広げる）③支援のネットワークを広げるの3つを示し、これを具体化する有効な一方策として、地域の多様な人材で構成される「家庭教育支援チーム」の組織化を推進している。

一方、本県教育の総合的な指針である「かながわ教育ビジョン」においては、「子育て・家庭教育への支援」を重点的な取組みの一つとして位置づけ、保護者向け家庭教育学習資料の作成や、事業者と連携・協力して家庭教育の機運を高める取組み等を行ってきた。さらに平成30年度からは国庫補助事業を活用して、市町村の家庭教育支援事業の促進を図っている。

しかしながら、文部科学省や厚生労働省の調査によれば、家庭環境の多様化や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに悩みや不安を抱えながら、相談できる人が身近にいない保護者の割合は依然高い状況にある一方で、本県においては文部科学省登録の「家庭教育支援チーム」が1チームにとどまっているなど、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりや支援に対する理解が深まっているとはいえない状況にある。

こうしたことから、国が示している家庭教育支援の基本的な方向性を踏まえながら、これを具体的な施策としていくため、地域全体で家庭教育を支援する基本的な考え方や、家庭教育支援と子育て支援との関わりを整理し、併せて、県及び市町村に求められる役割や、「家庭教育支援チーム」を始めとする地域が家庭を支える仕組み等について御審議いただきたい。